

日本赤十字社の活動資金に対する税制上の優遇措置

【法人としてご寄付いただいた場合】

寄付区分	募集期間	関係根拠法令	措置の内容等
特定公益増進法人に対する寄付金	通 年	法人税法 第 37 条第 4 項	特定公益増進法人に対する寄付金は、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。 なお、特別損金算入限度額を超える金額は、一般の寄付金にかかる損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入することができます。
	<p>〈参考例：資本金等の金額 2,000 万円、所得の金額 1,000 万円、事業月数 12 ヶ月の場合〉</p> <p>① 特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額 $(2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 3.75/1000 + 1,000 \text{ 万円} \times 6.25/100) \times 1/2 = 350,000 \text{ 円} \dots (\text{イ})$</p> <p>② 一般の寄付金にかかる損金算入限度額 $(2,000 \text{ 万円} \times 12/12 \times 2.5/1000 + 1,000 \text{ 万円} \times 2.5/100) \times 1/4 = 75,000 \text{ 円} \dots (\text{ロ})$</p> <p style="text-align: right;"><u>$(\text{イ}) + (\text{ロ}) = 425,000 \text{ 円}$</u></p>		
指定寄付金	4月1日～9月30日 但し、募集金額（4,000万円）に達した時点で終了させていただきます。	法人税法 第 37 条 第 3 項第 2 号	財務大臣が指定した日本赤十字社の事業に対する寄付金の 全額 を損金算入限度額にかかわらず、損金に算入することができます。 (大阪府支部では 10 万円以上の寄付に対し適用) ※募集上限額がございますので、ご希望の場合は事前にご連絡ください。

【個人としてご寄付いただいた場合】

税控除区分	募集期間	関係根拠法令	措置の内容
所得の控除 (特定寄付金)	通 年	所得税法 第 78 条 第 2 項第 3 号	寄付金の全額（但し、上限は寄付者の年間所得総額の 40%）から 2 千円を差し引いた額が寄付者の年間所得額から控除されます。
個人住民税の控除 (総務大臣告示)	4月1日～ 但し、募集金額（950万円）に達した時点で終了させていただきます。	地方税法施行 令第 7 条の 17 の 3	寄付金の全額（但し、上限は寄付者の年間所得総額の 30%）から 2 千円を差し引いた額の 10%が寄付者の住民税額（府民税＋市町村民税）から控除されます。 また、所得税についても、上記特定寄付金と同じ優遇措置が併せて適用されます。
相続税の非課税	通 年	租税特別措置 法第 70 条	寄付された相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。但し、相続税の申告期限内（相続開始から 10 カ月以内）の寄付によります。

◎ 大阪府内在住の方によるご寄付は全て、所得控除＋個人府民税の控除対象寄付金となります。